

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」（平成13年8月29日
付け国自旅第72号）の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">国自旅第72号 平成13年 8月29日</p> <p>一部改正 平成14年 7月 1日</p> <p>一部改正 平成16年 6月30日</p> <p>一部改正 平成17年 4月28日</p> <p>一部改正 平成19年 7月25日</p> <p>一部改正 平成20年 6月27日</p> <p>一部改正 平成21年 9月29日</p>	<p style="text-align: center;">国自旅第72号 平成13年 8月29日</p> <p>一部改正 平成14年 7月 1日</p> <p>一部改正 平成16年 6月30日</p> <p>一部改正 平成17年 4月28日</p> <p>一部改正 平成19年 7月25日</p> <p>一部改正 平成20年 6月27日</p>
<p>各地方運輸局長 } 殿 沖縄総合事務局長 }</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針</p> <p>1・2 （略）</p> <p style="text-align: right;">（別紙）</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針</p> <p>1 許可（道路運送法（以下「法」という。） （1）～（9） （略）</p> <p>（10）法令遵守</p> <p>① （略）</p> <p>② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険</p>	<p>各地方運輸局長 } 殿 沖縄総合事務局長 }</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針</p> <p>1・2 （略）</p> <p style="text-align: right;">（別紙）</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針</p> <p>1 許可（道路運送法（以下「法」という。） （1）～（9） （略）</p> <p>（10）法令遵守</p> <p>① （略）</p>

法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。

- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の（イ）から（ニ）すべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

（イ）～（ニ） （略）

(11) （略）

(12) 適用

①・② （略）

- ③ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付すこと。

(13) （略）

(14) その他

一般乗用旅客自動車運送事業の許可書を交付する際には、別途通達するところにより、社会保険等の加入の指導の徹底を図ること。

2 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

- (1) 1 (1)～(9)・(11)～(13) ((12) ③を除く。) の定めるところに準じて審査すること。

(2) （略）

3～6 （略）

7 許可又は認可に付した条件等の変更等

(1) （略）

- (2) 上記1 (12) (③を除く。) に基づき付した業務の範囲を一定の事業に限定する旨の条件の解除は、緊急調整地域に指定された地域では行わないこと。

- ② 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の（イ）から（ニ）すべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

（イ）～（ニ） （略）

(11) （略）

(12) 適用

①・② （略）

(13) （略）

2 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

- (1) 1 (1)～(9)・(11)～(13) ((12) ③を除く。) の定めるところに準じて審査すること。

(2) （略）

3～6 （略）

7 許可又は認可に付した条件等の変更等

(1) （略）

- (2) 上記1 (12) に基づき付した業務の範囲を一定の事業に限定する旨の条件の解除は、緊急調整地域に指定された地域では行わないこと。

8 (略)

附 則 (平成13年8月29日 国自旅第72号) (略)
附 則 (平成14年7月 1日 国自旅第64号) (略)
附 則 (平成16年6月30日 国自旅第77号) (略)
附 則 (平成17年4月28日 国自旅第23号) (略)
附 則 (平成19年7月25日 国自旅第107号) (略)
附 則 (平成20年6月27日 国自旅第117号) (略)

附 則 (平成21年9月29日 国自旅第147号)

1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

8 (略)

附 則 (平成13年8月29日 国自旅第72号) (略)
附 則 (平成14年7月 1日 国自旅第64号) (略)
附 則 (平成16年6月30日 国自旅第77号) (略)
附 則 (平成17年4月28日 国自旅第23号) (略)
附 則 (平成19年7月25日 国自旅第107号) (略)
附 則 (平成20年6月27日 国自旅第117号) (略)